

令和4年陸別町議会第1回臨時会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和4年5月17日 午前10時00分			議長	本田 学
	閉会	令和4年5月17日 午前11時11分			議長	本田 学
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲㊦ 公務欠席を示す	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1	中村 佳代子	○			
	2	三輪 隼平	○			
	3	久保 広幸	○			
	4	谷 郁司	○			
	6	多胡 裕司	○			
	7	渡辺 三義	○			
	8	本田 学	○			
会議録署名議員	中村 佳代子		三輪 隼平			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野 勝政			主任主査 竹島 美登里		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町長	野尻 秀隆				
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副町長	早坂 政志		総務課長	今村 保広	
	町民課長	棟方 勝則		産業振興課長	丹崎 秀幸	
	建設課長	清水 光明		保健福祉センター次長	空井 猛壽	
	国保開寛斎療所事務長	(空井 猛壽)		総務課主幹	請川 義浩	
教育長の委任を 受けて出席した者の 職氏名						
農業委員会会長の 委任を受けて出席し た者の職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第30号	専決処分の承認を求めることについて
4	議案第31号	専決処分の承認を求めることについて
5	議案第32号	専決処分の承認を求めることについて
6	議案第33号	令和4年度陸別町一般会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎開会宣告

○議長（本田 学君） ただいまから、令和4年陸別町議会第1回臨時会を開会します。

会議に先立ち、事前に申し上げます。

本日、議会広報用に使用するため、議会事務局職員による写真撮影を会議規則第103条の規定に基づき議長より許可しておりますので、御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（本田 学君） 町長から、行政報告の申出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 3月定例会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元に配付の書面のとおりの内容ですが、口頭で1件、町内における新型コロナウイルスの感染状況について御報告申し上げます。

陸別町におけるPCR検査等により陽性と判断された方、いわゆる感染者は、令和3年7月5日に最初の方の通知があってから本年5月15日日曜日までに感染が確認された方は、総数で124名、令和3年度が19名、令和4年度が105名となっています。令和4年度に入り感染が拡大しており、これまでに一般の町民が29名と、4月28日に最初の感染者が確認され、クラスターに派生した特別養護老人ホームしらかば苑は、利用者48名、職員28名の合わせて76名となっています。しらかば苑につきましては、5月1日に帯広保健所の職員が来所し、感染状況の確認や指導アドバイスを受けており、同日の夜には十勝総合振興局子ども・子育て担当部長を本部長とする現地支援対策本部が設置され、以降、様々な対応に当たられているところであります。また、施設では、介護員の感染者も多く、利用者の介護などに支障が出ないように、法人全体で対応に当たられておられます。町としましては、法人及び帯広保健所からの要請に対しては、感染拡大防止を最優先に、必要な財政支援などできる限りの対応したいと考えて

おりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（本田 学君） これで、行政報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1 番中村議員、2 番三輪議員を指名します。

◎日程第 2 会期の決定の件

○議長（本田 学君） 日程第 2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、本日、議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○6 番（多胡裕司君）〔登壇〕 令和 4 年陸別町議会第 1 回臨時会の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会において、慎重に協議しましたので、その結果について御報告いたします。

本臨時会に、町長から提出のありました議案は専決処分の承認 3 件、令和 4 年度一般会計補正予算 1 件の計 4 件であります。

よって、議案の内容を総合的に勘案の上、協議した結果、本臨時会の会期につきましては、本日 1 日間とすることに決定をいたしました。

次に、議案の一括議題であります。議事の能率化を図る上から、議案第 30 号から議案第 32 号までの専決処分の承認を求めることについて 3 件についてであります。従前の例と同様に提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることとし、質疑、討論、採決は、それぞれ各会計ごとに行うことにいたしました。

以上のおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日 1 日間としたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおり行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

◎日程第3 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて

◎日程第4 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて

◎日程第5 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(本田 学君) 日程第3 議案第30号専決処分の承認を求めることについてから日程第5 議案第32号専決処分の承認を求めることについてまで3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第30号専決処分の承認を求めることについてですが、国の交付金等の額が確定したことに伴いまして、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして専決処分をしたところであります。

続きまして、議案第31号専決処分の承認を求めることについてですが、道の交付金の額が確定したことに伴いまして、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして専決処分をしたところであります。

続きまして、議案第32号専決処分の承認を求めることについてですが、国民健康保険事業勘定特別会計からの繰入金等の額が確定したことに伴いまして、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして専決処分をしたところであります。

以上、議案第30号から議案第32号までの3件の内容につきまして、議会に報告し承認を求めるものであります。

内容につきましては、副町長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 早坂副町長。

○副町長(早坂政志君) それでは、議案第30号専決処分の承認を求めることについてからを説明いたします。

3ページをお開きください。

令和3年度陸別町一般会計補正予算（第12号）。

令和3年度陸別町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,725万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億5,132万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。

歳出から説明いたしますので、議案書11ページをお開きください。

11ページ、2、歳出。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費につきましては、1億909万6,000円の追加の補正で、その内容につきましては、24節積立金の説明欄に記載のとおり、各種基金への積立てであります。今回の国の交付金等の額の確定に伴う歳入の補正と歳出におけます事業の確定に伴う減額の補正分については、減債基金に7,000万円、公共施設等維持管理基金に3,906万6,000円を積み立てるものであります。

ふるさと整備基金は、ふるさと納税23件分35万4,000円、いきいき産業支援基金は、ふるさと納税8件分10万3,000円、地域福祉基金は、ふるさと納税3件分4万6,000円、一つ飛びまして、給食センター管理運営基金は、ふるさと納税6件分6万5,000円の積立て、森林環境譲与税基金は、確定によります55万3,000円の減額、スポーツ振興金は、ふるさと納税1件分1万5,000円の積立てであります。

なお、議案説明書資料ナンバー1に、令和3年度基金別積立金の状況の見込額をつけておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思います。

次に7目企画費336万4,000円の減額の補正につきましては、18節負担金補助及び交付金、地域間幹線系統路線維持費補助金であります。国からのバス会社に対します補助金の増額に伴います沿線市町の負担分の減額でありまして、十勝バスが138万5,000円の減額、北見バスが197万9,000円の減額であります。

次に、12ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費5目診療所費114万円の減額の補正は27節繰出金で、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金であります。

5款労働費1項労働諸費2目緊急雇用対策費は、475万2,000円の減額の補正であります。12節委託料は、町単独の緊急雇用対策事業の確定による減額でありまして、建設事業者2者、林業者・林業業者3者、土木事業者1者において利用がございました。

次に、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、304万9,000円の減額の補正で、18節負担金補助及び交付金の農林推進協議会運営事業補助金146万5,000

0円、陸別町農業近代化資金利子補給事業補助金158万4,000円の、いずれも確定によります減額であります。農林推進協議会運営事業の婚活事業につきましては、コロナ禍の中、1回のみの実施となっております。

4目畜産業費1,036万円の減額の補正は、20節貸付金、家畜導入貸付金の確定によります計上であります。

13ページに移りまして、5目農地費は、18節負担金補助及び交付金、農業競争力強化基盤整備事業負担金の確定による300万円の減額の補正であります。道営の草地畜産基盤整備事業の確定によりまして、道からさきに納入しました負担金の戻入れがありましたので、今回計上をいたしました。

次に、7款1項商工費3目観光費617万4,000円の減額の補正であります。18節負担金及び交付金は、開催準備を進めましたが、北海道の新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置の地域に指定されたことからやむなく中止をしましたしばれフェスティバル開催事業の補助金の確定によります減額であります。

以上で、歳出の説明を終わり、次に歳入の説明に移ります。

7ページをお開きください。

1の歳入であります。

歳入につきましては、先ほど町長から説明がありましたとおり、国の交付金等の額が確定したことに伴う補正が主なものとなっております。

2款地方譲与税1項1目自動車重量譲与税は、確定によります18万2,000円の増額の補正であります。2項1目地方揮発油譲与税も84万6,000円の増額、4項1目森林環境譲与税は55万3,000円の減額。

3款1項1目利子割交付金も2万7,000円の減額であります。

8ページをお開きください。

4款1項1目配当割交付金は、確定による28万2,000円の増額。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金も73万円の増額。

6款1項1目地方消費税交付金も860万8,000円の増額の補正で、地方消費税交付金が296万6,000円、社会保障財源交付金が564万2,000円のいずれも増額であります。

次のページに移りまして、7款1項1目環境性能割交付金は19万9,000円の減額。

8款1項1目法人事業税交付金は、286万5,000円の増額。

9款地方特例交付税2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金79万8,000円の増額の補正につきましては、感染症及び蔓延防止等のための措置の影響による固定資産税等の減免等によります減収額に対する国の交付金で、確定による計上であります。

10款1項1目地方交付税7,360万2,000円の増額の補正につきましては、令

和3年度の特別地方交付税が2億5,860万2,000円で確定したことによる計上
あります。なお、この地方交付税は、普通地方交付税が22億282万8,000円、特
別地方交付税が2億5,860万2,000円、合計24億6,143万円で確定をしてお
ります。

続きまして、10ページをお開きください。

17款1項寄附金2目指定寄附金は、58万3,000円の増額の補正であります。1
節総務費寄附金のふるさと整備資金は、ふるさと納税23件分35万4,000円。2節
農林水産業費寄附金のいきいき産業支援資金は、ふるさと納税8件分10万3,000
円。3節教育費寄附金は給食センター管理運営資金がふるさと納税6件分の6万5,000
円と、スポーツ振興基金がふるさと納税1件分1万5,000円の合わせて8万円。4
節民生費寄附金の地域福祉資金は、ふるさと納税3件分4万6,000円であります。

次に、18款繰入金2項基金繰入金4目いきいき産業資金繰入金1,046万円の減額
の補正であります。1節いきいき産業支援基金繰入金は、事業の確定により基金充当額
から減額するものでありまして、優良家畜導入支援事業分が1,036万円、農林推進協
議会運営事業分が10万円をそれぞれ減額するものであります。

以上で、議案第30号の説明を終わりにして、次に議案第31号に移ります。

議案書の16ページをお開きください。

16ページであります。議案第31号の専決処分の承認を求めることについての説明
に入ります。

令和3年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）。

令和3年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定め
るところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万5,000円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,474万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、これより事項別明細書で説明をいたします。議案書19ページのほうをお
開きください。

19ページの歳入から説明をいたします。

1、歳入は、3款道支出金1項道負担金1目保険給付等負担金104万5,000円の
増額の補正であります。2節の保険給付費等交付金の特別調整交付金は、保険事業費分
として診療所で購入しましたAED、自動体外除細動器と乾式臨床化学分析装置の購入
費に対しまして特別調整交付金が追加交付されたことによります計上であります。

次に、次のページ、2の歳出を御覧ください。

7款書支出金2項繰出金1目直営診療施設勘定繰出金104万5,000円の増額の補

正であります。歳入で説明いたしました道からの交付されました特別調整交付金と同額を直診会計へ繰り出すというものであります。

以上で、議案第31号の説明を終わります。次に議案第32号に移ります。

議案書の23ページをお開きください。

23ページです。議案第32号の専決処分の承認を求めることについての説明をいたします。

令和3年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第6号）。

令和3年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,486万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書により説明をいたしますので、議案書27ページをお開きください。

27ページ、2、歳出であります。

2款1項医療費1目医療用機械器具費9万5,000円の減額の補正であります。17節備品購入費につきましては、当初予算にて計上しました医療用機器の購入費の確定によります計上であります。

次に、26ページのほうを御覧ください。

1、歳入、4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金114万円の減額の補正であります。1節一般会計繰入金は、財政対策分が先ほど国保会計で説明をいたしました医療機器購入に係る特別調整交付金の追加交付額と同額の104万5,000円を減額するもので、医療機器整備分につきましては、歳出の医療機器購入の確定によります減額と同額の計上となっております。

2目国保事業勘定特別会計繰入金104万5,000円の増額の補正は、特別調整交付金の追加交付分と同額の計上であります。

以上で、議案第30号から議案第32号の説明終わります。以後、御質問によりお答えしたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第30号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度陸別町一般会計補正予算（第12号）の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、7ページから13ページまでを参照してください。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは11ページ、歳出の2款総務費1項総務管理費7目企

画費の地域間幹線系統路線維持費補助金336万4,000円の減額についてありますが、これは先ほど副町長の説明を繰り返すことになりませんが、昨年の12月に1,508万5,000円が予算計上されておりました。これは、令和2年10月から令和3年9月分までのものでありまして、先ほどの説明にありましたように、収入、それから経費のことは既に把握された上で予算計上されておりましたので、あと考えられるのは、繰り返しになりますが、道・国の補助金の額の変更と、そのように類推していたわけですが、この負担金につきましては、8割が特別地方交付税で補填されるというような制度だったと思います。したがって、今補正で歳入で見えております特別地方交付税の増額分、ここにはこの減額が相殺されていると、そのような理解でよろしいか伺いたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 特別交付税からこの補助減額分については、控除はされておられません。特別交付税の算定に当たりましては、12月の算定時点で報告をしておりまして、その額に基づく特別交付税の交付となっておりますので、これをまた来年度に精算して返すということもございません。特別交付税は、12月の算定の中で行われているということでもあります。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） それでは、12ページの5款労働費、緊急雇用対策費の委託料、緊急対策事業の475万2,000円の減額についてお聞きいたします。

先ほどの説明で6者が利用したということでした。これは減額の金額が大きいのですが、この企業によって通年雇用が増えていることによってこの事業を利用することが少なくなったのかと、それか事業、会社の事業自体が縮小したためにこの利用が減ったのか、それとも対象者の従業員が減ったとか、この辺について調査ができているならお聞きいたします。

○議長（本田 学君） 丹崎産業振興課長。

○産業振興課長（丹崎秀幸君） 緊急雇用対策事業の実績についてですけれども、先ほど説明の中でありました6事業者が、今年度、令和3年度ですね、事業を実施したわけですけれども、その内訳といたしましては、事業日数自体はさほどその前の年度、令和2年度と比較しても大きな増減はありません。従業員の数も大きな変更はございません。事業費自体が減ったのは、事業種目、令和3年度につきましては、支障木伐採などが多かったのですけれども、事業の内容によって委託料がどうしても増減しますので、その影響があったというふうに考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第30号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり承認されました。

○議長(本田 学君) これから、議案第31号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、19ページから20ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第31号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり承認されました。

○議長(本田 学君) これから、議案第32号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第6号)の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、26ページから27ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第32号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第33号令和4年度陸別町一般会計補正予算(第1号)

○議長(本田 学君) 日程第6 議案第33号令和4年度陸別町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第33号令和4年度陸別町一般会計補正予算(第1号)ですが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億6,096万円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,629万円とするものであります。

内容につきましては副町長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 早坂副町長

○副町長(早坂政志君) それでは、議案第33号の説明をいたします。

議案書1ページをお開きください。

議案第33号令和4年度陸別町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

これより、事項別明細書により説明をいたします。

6ページを御覧ください。

2、歳出からであります。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、5 5 万円の補正であります。1 7 節備品購入費から説明をいたしますが、事務用備品につきましては、平成 2 7 年に購入しまして建設課に配置をしておりました大型カラープリンターであります。故障によりまして現在使用不能となっておりますので、修繕ができないということでもありますので、早期に更新をしようとするものであります。この大型カラープリンターの購入費用が 5 1 万 2, 0 0 0 円、1 2 節委託料で更新機器の保守料で 3 万 8, 0 0 0 円の計上であります。

次に、3 款民生費 1 項社会福祉費 2 目老人福祉施設費 3 億 3, 5 0 0 万円の補正であります。特別養護老人ホーム建替事業の補助金であります。特別養護老人ホームしらかば苑の建て替え計画に係るこれまでの経過といたしましては、社会福祉法人北勝光生会において令和 2 年 5 月に大規模改修の検討に入り、改修のための調査を実施したところ、同年 1 1 月に建物の体躯、ボード、建具、サッシ、屋根、給配水管、暖房配管、設備機器、弱電機材など、これまでメンテナンスの行われていなかったあらゆるところで経年劣化、機材等の寿命、施設の保全の必要性が認められまして、老朽度特 A の評価となり、町に対しましてこの報告がありました。これを受けまして、同年 1 2 月 9 日の議員協議会におきまして建て替えの趣旨を説明いたしまして、早急に対応するべく検討に入り、翌令和 3 年 3 月 1 6 日の議員協議会におきまして、整備施設の考え方、計画図面、事業の工程表、概算工事費などの基本構想について説明をいたしまして、以後、法人と協議を進めながら現在に至ったところであります。

次に、資料により説明をしたいと思っておりますので、議案説明書、資料ナンバー 3 のほうを御覧ください。

こちらの表は事業の工程表であります。法人が昨年 8 月に道に提出をいたしました国庫補助の申請書類となります。社会福祉節等整備計画に対するその内示が本年 4 月 1 9 日付で通知をされまして、外構工事を除きまして、令和 4 年度から令和 5 年度の 2 か年のうちに事業を完了させる工程としております。なお、利用者の引っ越しにつきましては、令和 5 年 7 月頃を予定しております。

資料ナンバー 4 - 1 から 4 - 4 のほうを御覧ください。

こちらは配置図、平面図、立面図をつけております。全体が分かるように縮小させていただきましたので、文字、数字等が小さく、見にくくなっております。大変申し訳ありません。場所につきましては、現在の施設の後ろ側、公営住宅つつじヶ丘団地側に鉄筋コンクリート 3 階建て、延べ床面積 4, 2 1 7 . 4 1 平米の施設を建設予定であります。国の運営方針に従いまして、全てユニット型の個室として、1 階、2 階が各 2 4 室、3 階が 2 0 室と特養の対象とならない方用の中間的施設 5 室の合わせて 7 3 室の配置を予定しております。

戻りまして、資料ナンバー 2 のほうを御覧ください。

資料ナンバー 2 は、実施設計後の事業費の概算額等、事業費及び資金計画の表であります。事業費の概算額につきましては、総額で 1 9 億 4, 7 6 1 万 1, 0 0 0 円で、国・

道の補助金の総額は3億4,056万6,000円、法人の自己資金が2億704万5,000円、建設期間中の町の補助金は6億7,000万円、残り7億3,000万円につきましては、法人が金融機関から借入れをする予定であります。

次に、表の下の米印のほうを御覧いただきたいと思います。

町の補助金6億7,000万円につきましては、令和4年度と令和5年度にそれぞれ2億5,000万円の過疎債と8,500万円の地域福祉基金合わせて3億3,500万円を充当しまして補助をしようとする考えであります。残りの法人が借入れをします7億3,000万円につきましては、20年の償還としまして、毎年度の償還額相当額を町が補助しようとするものであります。法人の借入れは、3月の支払いに間に合うように3月以前としまして、12月またはそれ以降の議会におきまして必要な補助金及び債務負担行為について議会に提案をさせていただきたいと考えております。なお、さきの議員協議会では、3月の議会と説明しておりましたが、早まる可能性もありますことから、一部説明が変わっておりますので、御了承いただきたいと思います。

以上で、特別養護老人ホーム建替事業に関する説明を終わります。

議案書6ページにお戻りください。

続きまして、8款土木費4項住宅費1目住宅管理費2,541万円の補正であります。こちら、資料により説明したいと思います。議案説明書資料ナンバー5を御覧ください。

こちらが共栄団地の公営住宅A・B・C棟のバルコニーの改修工事であります。資料の中で、地面から軒天まで写っております黒色のところが柱でありまして、これが建物の構造体であります通し柱となっております。この柱が木製で腐食していることが判明いたしました。建物を支える柱でありまして、腐食がさらに進むと大変危険でありますので、早急に改修する必要がございます。なお、この柱につきましては、木製から鉄骨製に改修をしまして、強度を強化したいと考えております。

議案書6ページに戻りますが、以上で歳出の説明のほうは終わらせていただきます。

次に、歳入の説明といたしますので、5ページのほうを御覧ください。

5ページの1、歳入であります。

10款1項1目地方交付税は、普通地方交付税で1,076万円の補正であります。

地方交付税の補正後の内訳につきましては、普通地方交付税が19億7,817万9,000円、特別地方交付税は当初と変わらず2億円の計上でありまして、合計21億7,817万9,000円となります。

令和3年度の普通地方交付税の確定額が22億282万8,000円でありますので、これと比較しますと補正後の留保見込額は、2億2,464万9,000円となります。

次に、18款繰入金2項基金繰入金7目1節の地域福祉基金繰入金につきましては、特別養護老人ホーム建替事業に充当するための8,500万円の補正、8目1節公共施設等維持管理基金は、公営住宅改修事業に充当するため1,520万円の補正予算の計上で

あります。

21款1項町債8目民生債は、科目を新設いたしまして2億5,000万円の補正予算の計上で、これにつきましては特別養護老人ホーム建替事業であります。

以上で歳入を終わります、次に4ページを御覧ください。

予算書の4ページ、第2表地方債補正の変更であります。

記載の目的は、過疎対策事業で、限度額が3億5,670万円から2億5,000万円増の6億670万円に変更となります。事業の内訳では、2番目の欄になりますが、特別養護老人ホーム建替事業2億5,000万円を新たに加えるものであります。利率につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

以後、御質問によりお答えしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第33号令和4年度陸別町一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから6ページまでを参照してください。

2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） それでは、6ページの18節負担金補助及び交付金、特別養護老人ホーム建替事業のことにしてお聞きしたいと思います。

こちらに関しては、今、議案説明書のほうでも説明がありましたとおり、随時、議員協議会であったり、私たちのほうでも総務常任委員会、そちらのほうで情報交換であったり法人の考え等も聞かせていただくことを行ってまいりました。実際にこうやって事業を動いていくに当たりまして、その総務常任会の中で法人の施設長であり、理事長を迎えましてお聞きする機会があったのですけれども、ましてこの事業を進めていくに当たりまして、そこで私も質問したのですけれども、ちょっと気になっている点がありまして、やはり町のこれだけの補助というか負担をするということに当たりまして、法人としてこういった計画立て、工程を考えるに当たりまして、法人ではそういったものは考えるような役職員であったり、それから委員会だったり、そういったものもつくられてはいなかったということをお聞きしました。こうやって長年、20年という償還金の補助の話ですので、そういった意味で法人の中でそういった、何というか、委員会とかそういった集まって計画されていったところではないというふうな話をお聞きしましたので、そういった中でこの金額、大きな金額だと思うのですけれども、町で長年にわたって補助していくに当たりまして、それで法人側からの計画に当たってそういった背景があったということで、町側としては、もちろん法人の経営に関わる考えも、その考えに沿って進めていったことだったとは思うのですけれども、長年、これだけの長期

間にわたる補助ということで、そういった現場というか、ある程度法人に関わる人たちが集まるような人への説明をした中でこういった計画を進めていくというような、そういった説明をしていくというような考えはないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時47分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 今回の件につきましては、内容につきましては、法人のほうから、先ほど言いましたように特Aの評価が出されたということで、早急に改修ではなく建て替えにしたいということで、その後、法人の考え方について、法人は基本設計を業者に任せてやってきたということでありまして、この事業の関係につきましては、今のしらかば苑については公設民営というような形で、町が建設時にかなりの負担をして建設をして、運営についてはしらかば苑に任せてきたところでありまして、その運営費についてもこれまで直接的な補助金を出したという経過もございません。したがって、今回、建て替えに当たりまして、法人からの説明につきましては、理事長、副理事長等が町長のところまで訪れましていろいろな説明を受けておりますし、それらの資料についても直接私ども理事者のほうで受け取ったものについては、担当にも回しているというような状況であります。

中身については、場所の選定ですとかいろいろ出てきますが、3階建ての考え方ですとか、場所の考え方ですとか、その辺については事前に協議をしておきまして、おおむね入所者の負担を考えると、現地がいいだろうと。それから、現地で建てるとしたら、国からの指導、2002年の国からの指導にもありますように、ユニット型個室でやるとすれば、面積的にもかなり広がるので、それを網羅できる建物とするというような、そのような協議というか、お互いに話をされてきております。

なお、理事長、施設長からお聞きしておりますが、この内容につきましては、法人の理事会等でもお話しされて、その上で町のほうに相談・報告に来ているというふうに聞いておりますので、これらについて改めて全体での説明会を、説明をしていただくというようなことは今のところ考えておりません。

以上であります。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） ただいまお答えいただいた中で、言葉をお借りしますと公設民営という形の今回の事業のこの計画に当たりまして、やはりそういったことになるかなと思いますし、今後ですね、これだけの長年にわたる事業ですので、事業というか予算に関わってくる事業ですので、実際に今、経営に携わってる人たちの決断であったり、

覚悟であったりというところで進められていったのかなというふうに思います。ただ非常に、本当に町として必要な施設だからこうやって補助を行っていくという考えで、それはもちろん必要なことなのでもちろん理解できるのですけれども、そこに携わっていく人たちの、仮にでもそこに携わっていく、長年携わっていく中で、現場の人間もそういった知る機会がなかったというのが私、これからのこの計画が進んでいくということの総務常任会を開きました最後に、ちょっとすごい気になった懸念でありますので、そういった面の中、法人としてそういった委員会がないのであれば、町としてこうやって計画をしていくというような、町として法人の職員に対して説明する機会があればいいのではないかと思って、今、質問をした次第であります。これまで町が必要だということでこうやって今回の補助の金額がこうやって上がってきていますけれども、それでも公設民営ということで、民営ということであれば、今後、この計画で進んでいくに当たりまして、法人の、そういった民間の力が必要になっていくわけで、私、正直そのとき関わっていないので詳しく経緯は分かりませんが、北勝光生会、もう一度建てる時にも町がそういった、特に町で建てるけれどもその後の経営によって自分たちで建て替える予算を残していってくださいねというような約束もなかったというふうにお聞きしています。

今回、この計画を進めていくに当たって、同じようにこういったスタンス、町が必要なもの公設であると、それをこの10床、60床というものに含めて、その経営を成り立たせていくということに関して、町はこの計画に当たって法人に対して何かその、何ていうか、踏み込んでいくというか、少し関与していくということも考えて、経営に関してです、関与していくということも考えてこの計画になっているのでしょうか。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） ただいま議員のほうから御質問がありました職員が知らなかったという件についてですけれども、これについては法人の施設長か理事長がお答えした答えなのかもしれませんが、その辺についてはちょっと私ども承知をしていませんので、大変申し訳ありません。町のほうにおいては、地域包括ケアシステム推進会議等において法人の施設長が施設の概要等については説明をして意見をいただきたいということでそういう場を設けおりますし、昨年8月になりますが、社会福祉施設等整備計画に係る意見書を町も書いて提出しております。そういった意味では、中身については、当時の担当職員につきましては、これらの計画の中身については承知しているというふうに私は思っております。

あと、法人経営の関係について今後関与しないのかということですが、これはさきの議員協議会等でも御質問がありましてお答えしておりますが、これだけ大きな補助を出すわけですから、経営の状況については随時確認をして、必要な協議は行わなければならないというふうにお答えしたと思っておりますが、そのように考えております。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 1点目、今、同僚議員というか三輪議員が質問した点について、やはりこれだけの事業をやる上で法人の役員、理事長並びに施設長、それだけの問題ではない、これは職員が一丸となってこういうものを取り組むという形は、やはり意思統一して、1年や2年で運営するわけではないので、今、副町長が言っていましたように、そういう中身については関与はしないけれども、そういうことを十分考えた上で運営してほしいということの答えをいただいたので、それでいいのかなと思う面もありますけれども、やはり實際上、これを運営していくのは職員なので、職員の今いる幹部職員が将来運営者になるかもしれないというそういう中で、十分今のことを周知することはやはり必要だと私は思ったので、その辺についての考えをもう一度お聞きしたいと思います。

それから、話は変わりますけれども、いわゆる今回建て替えに際して補助を6億7,000万円、そのうち今、今回の補正で3億3,500万円出すわけですけれども、先ほどの説明の中でも建て替えの工事が終わるのは来年のちょうど今頃というか、そういう感じなので、来年の3月のうちに残りの補助金3億5,000万円ですか、今、3億3,500万円を出して議会の議決を得るという、そういう流れなのかなと思うですけれども、その辺の確認と。それから不足額の7億3,000万円ついてなのですけれども、先ほど三輪議員が言っていましたように20年間の償還をしていくわけなのですけれども、実質的に町の年間の負担はどれぐらいなのかなと。もちろんここに説明の中にあるのですけれども、金利と償還分について、借入れするのは法人側なのですけれども、それに債務負担をしていくという、そういう中で、一体金額が毎年どれぐらいなのか。金利の動向によってまたそれも変わるのかなと、そういう話なんかもちょっともう一度説明願いたいと思うのですけれども。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） しらかば苑の職員の周知、法人の職員の周知の関係かと思いますが、当初、その人数の計算ですとか介護員の計算ですとか、どのように介護の管理をしたらいいのか、3階建てになったらどういう配置、職員の配置になるのか、そういったことは職員と話し合った上で決められているというふうに聞いておりますので、職員が全く全体な説明を受けているかどうかは別として、全く知らないということではないと私は思っております。

それから、補助の関係です。2か年ということではありますが、今年については55%分が補助されます、国の補助です。来年が45%ということで、内示のほうにもそのように書かれておりますので、補助金については間違いなくそのような配分が入ってくるというふうに思っています。ただ、補助金の支出される時期が恐らく3月までの確定をもって補助金が支出されるのではないかと思っておりますので、最大4月、5月まで補助されない可能性もあるということで、資金繰り等も考えております。

それから、7億3,000万円にかかります償還、年の償還額と利率と利息等の関係であります。まだ正式に借入れの協議まで至っておりませんので何とも言えないところではありますが、法人との協議の中では、元金均等ということで考えております。元金均等となりますと、単純に20年で割りますので1年間3,650万円、入札等で額が変わってくる可能性もあるとは思いますが、一応7億3,000万円で計算するとそういった額になります。これに利息が加わってきます。利息につきましても、打診はしておりますがまだ借入れに至っておりませんので正式な利息にはなっておりませんが、ただいま町が長期で借入れできる利率、今は0.55%なのですから、それらに近い利率で貸していただけないかということで協議はしているというふうに聞いております。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 後の質問について今の説明で分かったのですが、前段のやはり総務常任会というか議会のほうでも懸念したのは、果たして60床でそれを運営していく、簡単に言えば、稼働率が100ではないと思う中で、やはりその辺は職員が一丸となって、この陸別に必要な福祉施設なので、皆さん方簡単に、言い方悪いけれども辞めるというか、ここから、陸別から去って、この法人から去るというようなことにならないように、とにかくこれだけの金を投じながら陸別のために尽くしてほしいぐらいの職員の一致した考えを持つためには、やはり僕は必要だと思う。ただ、それは、法人側の考えというか運営だと思うのですが、やはり行政としてもそういうものを常に叱咤激励しながらやる必要があるのではないかということでもう一度質問して、町長の考えでもお願いします。

○議長（本田 学君） 町長。

○町長（野尻秀隆君） お答えします。

私どもも議員の皆さんと同じ考えを当初から持ってまして、やはり財務状況等、またこの建設に関わる職員との、向こうのですね、話等々、先ほど副町長から述べたとおりであります。これぐらい大きなやはり事業でありますので、そこら辺はもう何度もそういう話をしていますし、私どももできること、いろいろな意味で、お金を出すだけでなくて経営のほうでも協力できることがあれば協力していきたいし、また悪い意味でなくきちんと数字的にも見させていただいて、目を光らすというのはちょっと失礼な話なのですが、それは間違いなく必要なものだと、そのように基本的に思っています。

○議長（本田 学君） いいですか。

ほかに。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） それでは、同じく特別養護老人ホーム建替事業についてお聞きいたします。

今回の年次補助金が出たわけですが、今説明にありまして、この後に不足分で7億3,000万円ですか、20年間で償還するということでした。この北勝光生会のこのしらかば苑の設立の当初の目的が過疎事業、過疎食い止めのための地域振興だったのは、とても理解しています。今では陸別のこの福祉を産業として町は成り立っていることを認めていますし、法人側も人材確保など、とても経営努力をしていることは、皆さん重々承知だと思っています。私もとてもすばらしいことだなといつも思っておりました。

今回ですけれども、この20年間の償還分ですけれども、その当時は、全額町で負担したということでしたけれども、今は町の状況も変わって、町の財政も厳しくなっております。この20年間、このお金を払ってくということは、とても大変なことなのですが、ほかにも産業たくさんありまして、もう商業、工業、皆さんが今、厳しい状況で営業を続けております。この全額この償還金を町がするというのは、ほかの産業にとってもちょっと不公平感があるのかと思っております。一部でも法人と一緒に償還していくということは提案されなかったのでしょうか。こういう一緒に、町と法人と一緒に頑張っていくということで町民にも理解してもらえらると思うのですが、その点について話し合はされなかったのかお聞きしたいのと、今回はしらかば苑の建て替え工事ですけれども、この施設の中には北勝光生会としての事務を請け負う本部事務所も入ってまして、そのところについては、またいろいろとまむ園などみどりの園もありますけれども、そこも一緒に本部事業に入っていると思うのですが、その部分については別個として考えて北勝光生会で持つという考え方はなかったのかということと、あと来年の7月から引っ越しして利用されるわけですが、このユニット型にするにおいて入居料が多少上がることも聞いております。このことで年金とかで入れなくなってしまう人がいた場合は、どのような支援を町として考えていくのか、その辺も何か今後のこと、経営について考えていることがあったらお聞きいたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） まず、償還の関係につきましては、さきの議員協議会等でも議員の皆さんからのお話もありまして、実は法人とも毎年償還の方向は考えられないかということでいろいろ協議をできておりました。しかし、法人の今のしらかば苑の運営状況については、総務常任委員会で法人のほうから議員の皆さんもお聞きしたことと思いますが、非常に厳しい状況だということでありまして、償還を当てにすることができないというのが今の状況です。したがって、それらも理解した上で、償還についても町のほうで負担をしようという考えでありました。

それから本部の関係であります。本部についてというか、しらかば苑の福祉充実計画におけますしらかば苑の建て替えにかけられる費用というのが、積立金というのが1,212万円あります。残り、今回示しておりますのが2億700万円ちょっととなっておりまして、1億以上は法人本部もあるということで、各施設の収益の積立ての中か

ら何とか工面するという法人側の考え方であります。これにつきましても4月8日の総務常任委員会の中で理事長のほうから2億円を何とかしたいというお話があって、その後、私どももそれらをお聞きしまして、2億ちょっとのお金を自己負担としてまず最初に支払いましょうということで協議をしたところであります。

それから、入居料の関係につきましても、これも総務常任委員会の中で法人の施設長のほうがお話をされているようですが、施設長は低所得者の関係について、今の段階では対象者がいるかどうか分からないのだけれども、これは話はしておりません。収入制限があった場合、収入制限により入居ができなかった場合にしらかば苑に入れるかという、そういう相談については、保健福祉センターでやってもらうというふうな言い方をしておりますが、これは真意を確認しますと、町と協議をして、もれなく対象というか入居ができるように、それらについてはお互いに協議をしましょうということだということで確認をさせていただいておりますので、そのように御理解をいただきたいと思っております。

なお、法人の考え方としましても、国からの指導もありまして、快適な居住空間をつくるというようなことも鑑みて、個室全室をユニット型個室にするということもありますし、最初の建設の趣旨のところでも一度お話しされているのですが、感染症とかが起きたときにも、階で抑えることができるだろうというようなこと、それから、そういったことを踏まえて、利用料金は多少上がるけれども、それに見合った快適な居住空間とサービスの提供ができるのではないかとというのが法人側の考えでありますし、町におきましても、そういったものについては理解をしたというところであります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） やはり陸別町のついの住みかとしてのしらかば苑でもありますので、この法人がどんどんどんどん早く上に行き過ぎて、町民が置き去りにされるということがないように、いろいろ支援も考えていってほしいと思います。

それと、今、いろいろなことで建物とかの資材が高騰化してますけれども、この金額は、もうこれで決定ということでよろしいのでしょうか。またこの後に変更が出てくるようなことは、もう一部考えられるのでしょうか。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 内容については、設計会社のほうと法人のほうで十分協議をして、この金額がぎりぎりのところだろうということですので、今以降、大きな変動がなければこのままとなると思いますが、これについては、まだちょっと分からない部分もあります。というのは、今のウクライナとロシアの関係ですとか、資材がきちんと入るのかどうか、そういったことも踏まえて、あとは建設業者等の従事者が確保できるのかいろいろな問題がまた生じてくると思いますが、入札が終われば、恐らくその額で収まるだろうと思っております。私どもも、先ほども言いましたが、不足額7億3,000

0万円となっておりますが、これも入札によっては、さらに引き下がる可能性もあるなというふうには思っております。ただ、確証がありませんので、確定という言葉はちょっと控えさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。4ページを参照してください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第33号令和4年度陸別町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立多数です。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（本田 学君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年陸別町議会第1回臨時会を閉会します。

閉会 午前11時11分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員